

日本獣医師会学術部会
獣医師専門医制検討委員会報告

獣医師専門医制のあり方

平成 19 年 2 月

社団法人 日本獣医師会

目 次

1 はじめに

2 専門医制運営の考え方

3 専門医の認定

(1) 専門医制における獣医師専門医機構の役割

(2) 獣医師専門医機構の仕組み

ア 組 織

イ 役 割

ウ 運 営

4 おわりに

参考：獣医師専門医機構規約（案）

獣医師専門医制のあり方

1 はじめに

(1) 近年における核家族化・少子化の進展に伴い、犬・猫等の家庭で飼育される動物が家族の一員として重要な地位を占めるようになり、動物飼育者からはより高度で、専門的な動物医療技術の提供が求められるようになってきている。

このような動きを受け、獣医学系の学術団体（以下「学術団体」という。）の中には、動物医療の領域とする各専門分野について独自に獣医師専門医の認定を行っているものもある。

(2) 日本獣医師会においては、動物医療分野における診療技術の高度化・多様化に対する動物飼育者からの要請、また、一次診療と二次診療（高度獣医療）の役割分担の必要性等の事情を受け、平成 13 年 12 月に日本獣医師会専門医制度検討委員会を設置し獣医師専門医のあり方についての検討を開始したが、その後、平成 15 年 8 月には、同委員会の委員長（佐々木伸雄東京大学教授）を発起人として、獣医師専門医や認定医制に係る主な学術団体の代表者によって構成される獣医師専門医機構設立準備協議会が設置され、獣医師専門医の養成、認定等に係る組織のあり方等について意見交換が行なわれた。

一方、農林水産省においては、平成 17 年に小動物獣医療に関する検討会が設置され、動物医療における専門医のあり方等が検討され、「今後、学術団体等が中心となって、獣医師専門医の必要性や認定基準の妥当性を評価する仕組み作りについて取り組むことが必要」との報告がとりまとめられた。

(3) 以上の経過を踏まえて、平成 17 年 11 月、日本獣医師会の学術部会に獣医師専門医制検討委員会が設置され、獣医師専門医制のあり方と今後の方針についての検討を行い、以下の結論を得た。

2 専門医制運営の考え方

(1) 欧米において動物医療分野における獣医師専門医（以下「専門医」という。）の資格を得るためには、一定の研修プログラム（いわゆるレジデントプログラム）を修了し、さらにその間の臨床経験症例数、学会活動、論文業績等の条件を満たし、その上で専門医認定団体が実施する試験に合格しなければならない。しかし、現在の日本の獣医学系大学の獣医学教育の状況等からは必ずしも欧米における専門医制の前提となるような研修医制度は確立されていない。

(2) 一方、専門医制に関しては、前述のように社会の要請に基づき初めてその必要性が認識される、という側面があり、この点にも十分に配慮する必要があるが、犬、猫のような伴侶動物の飼育数が増加し、多くの飼い主がより高度な動物医療の提供を求めてきている現在、動物医療分野における専門医の必要性は非常に高いといえる。したがって、現状において大学教育における研修医の養成プログラムが不十分ではあっても、必要性の高い分野から順次専門医制を確立することが望ましいと判断した。

また、日本においても既に獣医病理学分野、実験動物学分野、獣医眼科学分野で独自に専門医の認定の仕組みがスタートしている。これらの設立の背景もまた、社会的要請に沿ったものであり、受験資格に関しても、日本の現状に鑑み作成されたものとなっている。

(3) 他方、レジデントプログラムが確立していない状況で専門医の認定を認めた場合、海外の専門医団体からはそのような獣医師が専門医として評価されない可能性がある。しかし、小規模ではあるが、各大学には有給のレジデントがおり、また当面は、それとは別に、上記の専門医制を有する団体と同様、レジデントプログラムに代わる基準による資格審査を行って受験資格とすることも一つの方策と考えられる。その上で、各認定団体が、今後日本におけるレジデントプログラムの充実に貢献し、あわせて海外の専門医関係団体と連携して日本の専門医の充実に目指す方向がより重要ではないかと考える。

なお、専門医制の確立を目指すことは、一部の学術団体が実施しているいわゆる「認定医制」を否定するものではない。認定医制は、獣医師それぞれが携わる分野の研鑽を促すものであり、専門医とは別のものであっても、獣医師のレベルアップには有用な方法と考える。

3 専門医の認定

(1) 専門医制における獣医師専門医機構の役割

欧米の専門医制においては、専門医を認定する学術団体等（専門医団体）の代表者からなる組織が存在し、獣医師専門医制そのものを統括している。すなわち、専門医制を発足させる団体に対し、当該分野の専門医の必要性、その数、当該分野の専門医認定団体における専門医受験資格、認定試験の妥当性等が十分検討されたうえで、各団体による専門医の認定を承認する仕組みとなっている。

これは、専門医の信頼性を担保するための重要な仕組みであり、わが国の専門医認定においても必須なプロセスと考えられ、同様の組織として獣医師専門医機構（仮称）（以下「機構」という。）を設置することが重要である。

さらに、機構は、社会に対し獣医師専門医制の広報を行い、専門医制や認定された専門医の社会における役割を周知させることによって、専門医制を社会に認知させ、より専門的な動物診療や公衆衛生分野における活動の高度化を発展させる役割が求められる。

(2) 獣医師専門医機構の仕組み

ア 組織

(ア) 機構は専門医認定団体の代表者により構成する（ただし、専門医認定が未整備の分野であって将来専門医制を立ち上げる予定の団体代表者もオブザーバーとして参加できる。）。

(イ) 機構のメンバーは、専門医認定に係る各団体代表者に加え、全国大学獣医学関係代表者協議会、日本獣医師会、日本獣医学会の代表者等の参加を求める。なお、行政、関係業界代表、飼育者代表等の参加については、機構設立後においてその可否を検討する。

(ウ) 機構には、運営のための委員会を置く。

イ 役割

(ア) 各分野の専門医に関し、必要性を評価し、また、社会からの要請を考慮した専門医の必要員数等を検討する。

(イ) 新たに専門医制を希望する専門医認定団体に対し、その団体が実施する専門医認定方法（受験資格、試験方法等）を審査する。

ただし、当面は機構設立に参加した関係団体代表者により、各団体の認定方法について問題点を出し、より社会から受け入れやすい形に移行するための検討を行う。

(ウ) 専門医を養成するために必要なレジデントプログラム等に関して提言を行い、専門医養成システムを構築する。特に獣医学系大学における卒業教育の充実を働きかける。

(エ) 専門医の役割や必要性、さらに認定された専門医認定団体及び獣医師専門医の所在等を広報する。

ウ 運 営

(ア) 少なくとも年に1回程度の会合を開き、各専門医認定団体は専門医認定状況を報告し、報告に基づき専門医制運営の問題点を検討する。

(イ) 新規に専門医制を立ち上げる団体に対する審査を必要に応じて実施する。

(ウ) ホームページ等を立ち上げ、専門医制に関する広報を行う。

(エ) 機構の運営は基本的には各専門医認定団体から納付される会費でまかなうことが基本と考える。しかしながら、現在の専門医認定団体の数等を考慮すると運営には困難が予想されるところであり、当面は、機構の運営における日本獣医師会の果たす役割を期待する。

なお、機構運営における日本獣医師会の役割、日本獣医師会の組織における機構の位置づけをどのように考えるのか等については、今後における日本獣医師会の検討にゆだねる。

4 お わ り に

委員会において、専門医制の重要性と必要性は委員全員の意見の一致をみた。一方、現在既に各専門医認定団体が運営している専門医制に関しては、世界標

準からみるといかなものかとの意見が出され、これに関しては、社会からの必要性和欧米並みの専門医制という両面が検討されたが、意見は必ずしも一致しなかった。

これらの点は、今後各専門医認定団体において検討すべき課題となるが、いづれにせよ専門医機構を立ち上げ、そこで各専門医認定団体がより高いレベルの専門医養成に向けた取組みを図ること。また、欧米の専門医団体との連携を図ることが重要な点であるということで意見の一致をみた。

今後この報告をもとに日本獣医師会において機構の設立と運営のあり方が更に検討された上で、各専門医認定に係る団体・機関の合意の下で専門医制が発足されることを望む。

獣医師専門医機構規約（案）

（名 称）

第1条 この機構は、獣医師専門医機構（以下「機構」という。）という。

（事務局）

第2条 機構は、事務局を□□□□□□□□□□□□□□□□に置く。

（目 的）

第3条 機構は、獣医学、動物医療の各分野における高度な専門知識・技術を有する者（以下「獣医師専門医」という。）を育成し、確保することによって、わが国の獣医学、動物医療の発展、向上に寄与し、もって社会の要請に応えることを目的とする。

（事 業）

第4条 機構は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 獣医師専門医制の調査、研究に関する事項
- (2) 獣医師専門医制の整備に関する事項
- (3) 獣医師専門医の育成に関する事項
- (4) 獣医師専門医認定団体の認定に関する事項
- (5) 獣医師専門医制の普及、広報に関する事項
- (6) その他、前条の目的を達成するうえで本機構が必要と認める事項

（構成等）

第5条 機構は、日本学術会議の学術協力団体である獣医学関連団体及び同団体のうち、獣医師専門医制を導入し、又は導入を予定している団体であって、機構に参画する意思を有する団体をもって構成（以下「構成団体」という。）する。

（運営委員会）

第6条 機構の円滑な運営及び第4条に定める事業の円滑な推進を図るため、機構に運営委員会を置く。

- 2 運営委員会に□人以上□人以内の委員（以下「運営委員」という。）を置く。
- 3 運営委員は、構成団体から各1人推薦された者のほか、必要に応じて学識

経験者の中から数名を選任する。

- 4 運営委員の互選により、運営委員長（以下「委員長」という。）及び副委員長各1人を置く。
- 5 委員長は、機構を代表し、機構の運営を総理する。
- 6 副委員長は、委員長に事故があるときはその職務を代理し、委員長が欠けたときはその職務を行う。
- 7 運営委員会は、必要に応じて委員長が招集する。
- 8 委員長が運営委員会の決議が必要と認めた事項については、運営委員現在数の3分の2以上の運営委員の出席及び賛成が得られなければ成立しない。

（運営委員の任期）

第7条 運営委員の任期は、□年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補欠又は増員による運営委員の任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。
- 3 運営委員の任期の起算は、その選任が行われた年の4月1日からとする。

（認定委員会等）

第8条 第4条第4号に定める認定事業の円滑な推進を図るため、運営委員会の下部組織として、認定委員会を置く。

- 2 認定委員会は、運営委員会が別に定める認定基準に基づく獣医師専門医認定団体の認定に関する事務をつかさどる。
- 3 認定委員会の委員（以下「委員」という。）は、運営委員会が構成団体の中から選任した□人以内の者で構成する。
- 4 認定委員会の委員長は、委員の互選により1人を選任する。
- 5 第6条第7項及び第8項並びに前条の規定は、認定委員会及び委員に準用する。
- 6 委員長が特に必要と認めた場合は、運営委員会の承認を受けて認定委員会以外の委員会を置くことができる。この場合は、第3項及び第4項、第6条第7項及び第8項並びに前条の規定を準用する。

（運営経費）

第9条 機構の運営経費は、獣医師専門医認定団体の会費及び認定手数料、その他の収入をもって充当する。

- 2 前項の手数料の額は、運営委員会が別に定める。
- 3 機構に納入された手数料は、認定を取り消した場合においてもこれを返還

しない。

(会計及び監査等)

第 10 条 機構の会計年度は、毎年 4 月 1 日から翌年の 3 月 31 日までとする。

2 機構に監事 1 人又は 2 人を置く。

3 監事は、委員長が運営委員会の承認を受けて構成団体、その他関連団体の中から適任者を選任する。

4 委員長は、機構の会計について会計年度終了後 3 月以内に監事による監査を受けなければならない。

(規約外事項)

第 11 条 この規約に定めのない事項については、委員長が運営委員会の承認を受けてこれを決定する。

(規約の改廃)

第 12 条 この規約の改廃は、委員長が運営委員会の議決を経て行わなければならない。

附 則 (平成 年 月 日制定、獣医師専門医機構設立委員会)

1 この規約は、獣医師専門医機構設立の日 (平成 年 月 日) から施行する。

2 第 5 条で規定に定める構成団体は、前項の規定にかかわらず、獣医師専門医機構設立委員会で定めた団体を機構設立時の構成団体とみなす。

3 第 6 条第 3 項の規定に基づく運営委員の選任及び第 4 項の規定に基づく委員長及び副委員長の選任については、第 1 項の規定にかかわらず、獣医師専門医機構設立委員会で決定した者を運営委員会で選任した者と見なす。

学術部会獣医師専門医制検討委員会委員

委員長 佐々木 伸雄 社団法人 日本獣医学会理事長（東京大学教授）

副委員長 古川 敏紀 比較眼科学会理事（倉敷芸術科学大学教授）

岩崎 利郎 日本獣医皮膚科学会副会長（東京農工大学教授）

大橋 文人 社団法人 大阪府獣医師会（大阪府立大学教授）

北川 均 岐阜大学教授

多川 政弘 獣医麻醉外科学会会長（日本獣医畜産大学教授）

辻本 元 日本獣医内科アカデミー（東京大学教授）

萩尾 光美 日本獣医画像診断学会会長（宮崎大学教授）

山田 英一 社団法人 新潟県獣医師会理事